

送迎方法の確認届

学童保育室への送迎は、原則として保護者又は18～60歳までの同居の親族の方をお願いしておりますが、やむを得ない理由により、それらの方による送迎ができない場合は、下記の注意事項をご理解の上、当確認届を学童保育室に提出してください。

【注意事項】

- ① 18歳未満60歳を超える同居の親族の方や同居の親族以外の方が送迎される場合、また、児童のみで登室・降室する場合にはこの確認届の提出が必要です。
- ② 保護者の方が午後6時半から午後7時までにお迎えができる場合は、延長保育の利用を優先してください。
- ③ 児童の安全を重視し、児童のみの降室は原則として認めておりません。習い事等により、やむを得ず児童のみの降室する場合は、暗くなる前（防災無線から音楽が流れる前）に降室させてください。
- ④ 児童からの申し出による早退の許可はしておりません。必ず保護者の方が学童保育室にご連絡ください。
- ⑤ 児童の習い事等により一度降室した場合、再登室はできません。また、習い事等に児童を送り出す時間等については、支援員が責任を持つことはできません。
- ⑥ 保護者の方の送迎が可能になりましたら、「住所等変更届出書」により、送迎方法の変更について届け出てください。

届出日	年 月 日	
児童名及び学年		年生
保護者名		
学童保育室名	旭・関・栄・三輪野江・吉川・北谷・中曽根・美南	
登室方法	18～60歳以外の親族・親族以外・児童のみ	
降室方法	18～60歳以外の親族・親族以外・児童のみ	
送迎できない期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
送迎できない具体的な理由	①習い事（習い事へ行く手段： ） ②保護者による迎えが午後7時に間に合わない ③その他（	
保護者以外の方が送迎する場合	氏名： 児童との関係（ ） （連絡先： ）	
児童が登室・降室する目安時間	登室： 時 分	降室： 時 分